

令和6年度消費生活相談のお知らせ

悪質商法は、全国どこでも起こっています!!何か変だなと思っ
たら、下記消費生活相談窓口に連絡をお願いします。

※秘密厳守で相談対応しております。



- ①『古着、靴などを無料で引き取ります』と女性の声で電話がきた、
訪問すると言われたが断りたい。など、訪問購入に関する相談が増加中です。出来るだけ家に
上げないように!!(もしも売ると決めた時は、連絡先の分かる書面や領収書を必ずもらおう)
- ② 通信販売にはクーリング・オフがありません。注文時は定期購入ではないか、2回目以降が
高額・回数しばりが無いか確認しましょう。スマホで注文はスクショ(画面保存)をしよう。
- ③ 家の電話を光回線からアナログに戻したい⇒契約者が大手通信会社に直接連絡して方法
を確認しよう。電話勧誘を受けて契約⇒高額な違約金のある別会社のサポート契約の場合有

消費生活相談は平日個別に対応します。(9時30分から16時30分まで)

事前にご連絡をお願いします。電話74-2111内線1066(市民課 消費生活相談担当)

- ・ 相談内容によっては、相談者から承諾をいただき岩手県立県民生活センター、盛岡市消費生
活センター、消費者信用生活協同組合、市福祉事務所などと連携して解決にあたります。
- ・ 借金問題などの相談は、相談者の承諾を得て、弁護士・司法書士への引継ぎを行います。

消費生活相談出前相談会の開催(無料)

※相談は個別で行いますので前日までに予約をお願いします。

八幡平市で盛岡市消費生活センター、消費者信用生協の出張出前相談会を開催します。

主催	盛岡市消費生活センター《年3回開催》 (悪質商法・インターネットトラブル・還付金詐欺等)	消費者信用生協(くらしとお金の安心相談会) (債務整理・消費者被害救済・生活資金相談)
場所	八幡平市役所本庁舎、西根地区市民センター、安代荒屋コミセンなど会場が選べます	
開催 日 時	4月(1回目)は終了しました。	7月19日(金) 10:00~15:00
	8月6日(火) 13:00~16:00	8月16日(金) 10:00~15:00
	12月3日(火) 13:00~16:00	9月20日(金) 10:00~15:00

盛岡市・八幡平市・滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町・紫波町・矢巾町
お問い合わせ先：八幡平市 市民課 消費生活相談担当 (☎74-2111 内線 1066)

消費生活トラブル等の情報を紹介…裏面につづく→

「見守り新鮮情報」は国民生活センターで出している情報です。

見守り 新鮮情報

知人に「新しいお店ができたので行ってみてほしい」と言われ行ってみた。健康に関する話を聞いて楽しく、100円でプレゼントももらえるため毎日通った。ある時、血圧測定表を持ってくるように頼まれ、店の人に渡したところ、皆の前で「血小板が少ない。

このままでは病気になる」

と言われ、高額な健康食品を勧められた。高いと思ったが威圧的な物言いで、断れず約100万円分も購入してしまった。その後、病院で血液検査をしたが異常はなかった。

返金してほしい。(80歳代)



©Kurosaki Gen

楽しい話や
安売り
目当てに通ったら…
高額な商品を買うはめに

ひとこと助言

このような所には
行かないで



見守るくん

- 「店員の話が楽しい」「食品が安く手に入る」などにひかれて、会場等に通い続けているうちに、高額な商品を契約させられたという相談が寄せられています。
- 通い続けて顔見知りになり、個別に勧誘されると、断り切れなくなります。このような所には行かないことが第一です。
- この手口は、高齢者の健康不安や日常的な寂しさなどにつけ込んで会場等に通わせ、最終的に高額な商品を購入させるものです。周りの人は、日ごろから高齢者の様子を気を配りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第481号(2024年5月16日)発行：独立行政法人国民生活センター

八幡平市役所市民課消費生活相談窓口(平日・月～金曜日) 9時30分～16時30分

☎0195-74-2111(内線1066) FAX74-2102

*裏面も見てね